

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第4回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会
2. 開催日時	令和5年9月25日（月） 午後1時30分～午後3時30分
3. 開催場所	松阪市殿町1563番地 松阪市福祉会館 大会議室
4. 出席者氏名	（委員）◎志田幸雄、○中村文彦、○奥田隆利、長友薫輝、 渡邊幸香、服部八恵子、谷香代子、松田弘、宇城知世子、 野呂英子、三宅明、青木浩乃、久米徹、福本詩子 （◎会長 ○副会長） （事務局）廣本知律、松田武己、藤牧郁子、三宅泉穂、大田政雄、 刀根真紀、大川忍、前川肇子、世古章子、北川信助、池田朱美、 上村俊夫
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市健康福祉部 介護保険課 担当：池田、上村 TEL 0598-53-4058 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 開会

2. 協議事項

- (1) 計画の基本理念、基本的な考え、基本的施策及び施策体系について
- (2) 前期計画の現状と松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に盛り込みたいポイントについて 等

議事録

別紙

第4回 松阪市 高齢者保健福祉計画等策定委員会 会議録

日時：令和5年9月25日（月）

午後1時30分～3時30分

場所：松阪市福社会館 大会議室

1. 開会

事務局：失礼します。皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。そして、今回もウェブでご参加の委員は前のスクリーンに投影をさせていただきます。委員（ウェブ）、よろしくお願いいたします。それでは、第4回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日、4人の委員におかれましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。一人の委員は今のところ、ご出席はされておませんが、まだということかと思っております。現在の策定委員は、委員19名中14名のご出席をいただいております、松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会規則第6条第2項に規定する定員数を満たしていることをご報告させていただきます。なお、松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会規則第7条により、松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の会議は公開となっております。ただ今までのところ、傍聴希望者はございません。事務局からは以上でございます。それでは、ここからの議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会長：皆様、ご苦勞様です。今日は、議事の協議事項が3点ございます。時間の限りもあります。順調に進行させていただきたいため、どうぞよろしくお願いいたします。今日は、議事の順番を、少々入れ替えます。最初に「(3)次期計画の改正のポイント」を、そして、「(1)計画の基本理念、基本的な考え、基本的施策及び施策体系」、「(2)前期計画の現状と松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に盛り込みたいポイントについて」の順番で、議事を進めたいと思います。今日、ウェブ参加の先生は途中でご退席されるそうですが、次期計画の改正のポイントについては、大変、委員は詳しい面もございます。また、委員のご意見を聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは早速、議事に移りたいと思います。「(3)次期計画の改正のポイントについて」、こちらの当日資料がございます。事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

事務局：失礼します。先に配布資料の確認をさせていただきます。あらかじめ郵送させていただきました「資料1 施策体系」、こちらはA4の1枚ものになります。それと、

A4で30ページありました「資料2 施策・事業の展開」、こちらをお持ちいただいていますでしょうか。当日資料として机に置かせていただきましたものが、「当日資料1 給付適正化主要5事業について」と、「当日資料2 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の今後の開催予定」です。そして、緑色の冊子タイプになっていますものが、前回、「第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の概要版」になります。資料は以上となりますが、不足しているものないでしょうか。大丈夫ですか。では、事前の資料の訂正についてお知らせをさせていただきます。郵送させていただきました「資料2 施策・事業の展開」をご覧ください。こちらの5ページ目です。1番下の⑤地域連携活動サポートチーム（松阪市社会福祉協議会、地域包括支援センターの連携チーム）による地域支援の推進というものがあありますが、こちら、現在サポートチームがなくなったということを、担当部署で確認できたため、計画の中から削除させていただきます。もう1つ、15ページになります。6番目の松阪市版エンディングノート「もめんノート」の活用促進の事業内容のところに脱字がございました。訂正をお願いします。令和2年9月に作成した松阪市版エンディングノートとあるべきところ、松阪の松が抜けています。こちらを足していただきたいと思います。資料の確認は以上となります。

2. 議事

(1) 次期計画の改正のポイント

事務局：では、続きまして、「(3) 次期計画の改正のポイント」についてお話をさせていただきます。申し訳ございません。座って、説明させていただきます。「当日資料1 給付適正化主要5事業について」をご覧ください。当日資料1が、給付適正化主要5事業についてと書いてある、横に見ていただくものになります。改正のポイントについてです。今回の会議の中でお話ができるかと思っていたのですが、去る7月31日、全国介護保険担当課長会議が行われ、本来ならば、そこで話し合われた内容などを、本日、資料を交えてお伝えできるとよいと思っていました。しかし6月の第2回策定委員会の中で、お渡しした「資料3 介護保険制度改正の概要について」というものの、概要についてから特筆して変わった部分というものがなく、何を今回お伝えしたらよいかと考えていました。そのような中で、9月12日に厚生労働省老健局介護保険計画課長より、「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」が出されました。介護給付適正化ということで、今回、施策の体系のお話、前後してしまったため後でも触れますが、後の資料の7番目に出てくることを、お話ししようと思っていました。基本的な考え方としましては、介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続

可能な介護保険制度の構築に資するものであるとされています。介護サービスの不足ということはあってはならないことですが、過剰なサービスということも介護保険事業を圧迫し、そのようになると、給付費が増加します。それはつまり、保険料の値上がりにもつながりかねません。介護保険に携わるその職員、私たちは、常に適正な給付を念頭に業務に当たっています。そこで、介護給付適正化では、主に5つの事業が挙げられており、今お手元にある、「当日資料1 給付適正化主要5事業について」になりますが、見直しの方向性ということが書いてあります。介護適正化主要5事業の再編、実施内容の充実を図るとあります。この見直しの方向性と書いてあるところの1番下の方です。事業が5つあり、それぞれ「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」、以上の5つを今やっているところですが、この中から、「ケアプランの点検」と「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」が一本化されます。また、介護給付費通知は、費用対効果が見えにくいいため、給付適正化主要5事業から外され、再編後は給付適正化主要3事業となりました。この給付適正化主要3事業は、実施率100パーセントを目指すとしており、実施内容もさらに充実したものになるようにと方向性を示されたため、これに沿って、来年度以降、私たちは動いていこうとしているところです。これらの事業により、効果的、効率的に行うことで、介護保険料が適切に利用され、信頼度の高い介護保険制度の実施を心がけていくことを皆様にお伝えしたく、今回紹介させていただきました。事務局からは以上になります。

会長：ありがとうございました。事務局の方から、(3)次期の計画の改正のポイントについて、今ご説明がありました。皆様のご意見、お伺いしたいのですが、まず、委員、何かご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。今、ご説明いただいたように、給付の適正化という言葉ですが、今後、大丈夫ですか。適正化という、そのような用語は、要は、抑制ということの意味するため、基本的には、費用を抑制するということで、この方針が設定されていることが、今の話でもわかると思います。つまり、重点化という言葉とほぼ同義、あるいは、効率化という、先ほどの中にもありましたが、そのような言葉で説明される時は、今、介護保険体制が非常に膨らんできているため、そこを国としては、できるだけ抑えていきたいということで、適正化という用語が使われるということです。これは、特に、介護保険のみならず、社会保障の各分野でも行われているため、そのような国の政策としては、そこがあるということを前提にして、ただ、それを地域や自治体でどう受け止めるかというところで、松阪市として、国の方針はそのような方針であるため、そのような事業も展開しながら、もう皆さん

方、今でもなっていますが、4回ほど限定されていくことも、そのような方向性で、国の政策動向があるということは、共通認識として持つことができればよいのではないかと私は勝手ながら、思っております。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。今もありました国の政策動向のため、それに対して、異論を唱えてもどくなるものではないか**分かりませんが**、毎回この会議でも、やはり先ほど池田主幹の方からお話がありましたが、松阪市がその国の方針に従って、介護給付です、介護保険料等のサービスのバランスを、それぞれの地域、松阪市にあったバランスで、皆さんと一緒に考えていくということです。かなりこれがハードな作業で、これをこれから進めていく時期にも突入しているということだと思っております。皆さんの方から何かこの件について、ご質問、どのようなことでもよろしいです。あればお願いいたします。この件についてはよろしいですか。

委員：反対です。前々から思っていました、中にはずるいことをする人がたくさん見え、表面からは見えない費用の流出があったように思います。やはり認定についても厳格な審査、運用をしていただきたいと思います。したがって、大変これから市役所の皆さん、板挟みになられると思いますが、よろしく申し上げます。

会長：ありがとうございます。その今反対と言われたことは、まず認定の厳格化をきちんとしてくださいということ、それが今まで反対ということですか。はい、わかりました。ありがとうございます。他の意見ありますか。もしよろしかったら、またこの後、ご質問していただいても結構ですが、事務局の方、これは、これから1番大事なことではないですか。事務局として、何かご意見や、このように進めていくという考え方があればおっしゃってほしいのですが、いかがでしょうか。池田さんか課長のどちらか。はい、お願いします。

事務局：失礼します。既に、会長、委員もおっしゃっていただいた通りで、やはりそのバランスです。このまま、無尽蔵に皆さんから集めた保険料を使うわけにもいかないというところまできています。もちろん、少々痛いところは、適正化とは委員がおっしゃられたような抑制ということになるのですが、当然適正化に努めて、運営をしていかないと、次の代の方に迷惑になってはいけないため、そのあたりはやはり3年間、きちんと鍛えていくところまできているのかと、そのようなことを思っております。以上です。

会長：はい、ありがとうございます。それでは、次のところに移りたいと思います。よろしいでしょうか。戻りまして、「(1)計画の基本理念、基本的な考え、基本的施

策及び施策体系」資料1について、事務局、お願いいたします。

(2) 計画の基本理念、基本的な考え、基本的施策及び施策体系

事務局：「資料1 施策体系」、郵送でお送りさせていただいた1枚ものの資料と、今日、机の上に置いております、こちらの冊子です。こちらの3ページと4ページをご覧ください。では、座ったままで失礼いたします。こちらですが、まず、皆さんに見ていただいている冊子は、前回の計画のものです。今回の基本理念と基本的な考え方につきましては、この冊子にある前回の計画を基に踏襲していきたいと考えています。ただ、その中で、3ページの上の方にありますが、基本理念です。冊子には、「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちづくり」と書いてあります。そして、ここの「まちづくり」という表現で、私たちがあくまでも皆さんと目指していきたいことは、高齢者さんが、どのようなことをしていくかという「まち」です。安心して地域で暮らし続けることができるまちを作っていきたいということであり、それを達成する過程のまちづくりではないことから、今回は、「づくり」という表現を削除したいと考え、「資料1 施策体系」には、1番上、横書きで基本理念と書いてあるところに「づくり」が抜け、「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまち」というようにさせていただいております。

次に、基本的な考えにつきましては、3ページ目の冊子に緑色で書いてあります。

「地域包括ケアシステムのさらなる推進」、「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちを目指して」。こちらに関しては、今回も同じように、踏襲させていただくということで持ってきています。

次、4ページ目をご覧ください。4ページ目と今回の「資料1 施策体系」を、比べながら見ていただくと今回どこを**変えた**かということが、よく理解いただけるかと思います。今回、手を加えたところが右側の施策事業のところ。この中で、上から2番目(2)「介護予防の推進」と前回なっていたところを、「介護予防、フレイル予防の推進」ということで、「フレイル予防」を足しました。

次に、さらに2つ下、2の(1)ですが、前回、「支え合いの地域づくりの推進」となっていたところを、「重層的、包括的な支え合いの地域づくりの推進」と、こちらも「重層的、包括的」という言葉を入れてあります。

次に、ずっと下にいったいただき、6番の(2)になります。「高齢者の安全、安心対策」。ここに、前は新型コロナウイルスが流行し始めた年であり、「感染対策」と書いてありますが、今回そちらは省かせていただいております。

次、7の(3)です。前回、「家族介護者への支援」となっていたところに、「本人、家族介護者への支援」と「本人」を入れました。

あと4番目です。1番下ですが、「人材の育成と活用」としておりましたところ、「介護人材の育成と確保、介護現場の効率化」と、変えさせていただきました。こちらに関しまして、また、皆様のご意見もいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：よろしいですか。それでは今、ご説明いただいたところで、大まかな変更はご説明にもあったように少し内容を変えてはありますが、お気づきのことがあれば、教えていただきたいと思います。ご意見ありますか。はい、委員からお願いします。

委員：はい。この新しい資料の(1)で、新しく「フレイル」という言葉を入れています。どれだけの方がこの「フレイル」という意味がわかるのでしょうか。医療用語なのか、元気で、何か病気ではないが筋肉衰えるなど、そのようなことだと思うのですが、この「フレイル」を見て、「ああそうか、フレイルの予防の推進なのだ」と、この「フレイル」という言葉、どれだけの方がわかるのでしょうか。例えば、ここに少し「フレイルとは」など書いてもらうことはいかがでしょうか。私はまったく医療に従事していないため、今、少し検索してみました。そのあたりはどうなのでしょう。とても認識されている言葉なのでしょうか。

会長：はい、ありがとうございます。事務局、説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

事務局：はい。ご意見ありがとうございます。確かに、「フレイル」と私どもはよく使う言葉ではありますが、市民の方がご覧になり、どれほどの方に認知度がということは、調査をした実績も今のところございません。注釈をここに入れるということは、取り入れたいと思います。ありがとうございます。

会長：事務局、概要版には出ていませんが、これ以外にもいろいろわかりにくい言葉に対する注釈はつけますよね。

事務局：本の状態にした時は、1番最後に、用語解説をつけるようになっています。

会長：委員、用語解説を別につけさせていただき、そこでわかりづらい言葉を見ていただくようなものが付くようです。それで、いかがでしょうか。確かに、「フレイル」ということは、我々医者全員が「フレイル」とは何なのかと、わからないくらい、まだ、それほど広がってない専門的な言葉のため、是非、そのように。

事務局：一応、前回の大きい冊子の方にも「フレイル」は載っているのですが、読みますか。

会長：教えてください。

事務局：はい。「フレイル」というところで、用語解説を読ませていただきますと、『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず、精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、**自立障害**や死亡を含む**健康障害**を招きやすいハイリスク状態を意味する。と定義されている。』と書いてあります。

会長：はい、余計にわかりづらくなりましたが、そのようなことなのです。わかりやすくはした方がよいです。

副会長：地域の介護事業者や高齢者の方に説明する場合ですが、簡単に言えば、虚弱というようにことだと言わせていただいています。徐々に人の心身機能が悪くなる悪循環の1番最初の大本がこれなのですよというお話をさせてもらったりしています。徐々に足元が悪くなると外に出たくない、出てこないと人と関わりが少なくなる、少なくなると、徐々に認知機能も低下しますし、また、動こうともしなくなるため、結局お腹も空かないし、バランスも食事もより悪くなるという形で、徐々に悪循環になってくる、その1番**大本**というように説明させていただいています。

会長：ありがとうございます。とてもわかりやすかったです。委員、よろしいですか。

委員：はい、わかりました。大本ということで。

会長：はいどうぞ、委員。

委員：先ほど、委員がおっしゃって、どのような注釈なのかということ、今聞かせていただくと、先ほど会長がおっしゃられたように、余計わかりづらかったとおもいます。やはり一般の方が見てもわかりやすいものでないと、注釈をつける必要がないし、その意味もないため、伝わりやすく、わかりやすい内容で、載せていただくという方向性でやっていただいた方が、よりよい内容になると思いました。私から、

以上でございます。

会長：ありがとうございます。本当に適切なお意見です。皆さんがわからないものをこの中につけても、施策としてわかりづらいという意味です。また検討を。

はい。では、他にご意見、ありますでしょうか。よろしくお願ひいたします。よろしいですか。はい、委員。

委員：「資料2 施策・事業の展開」の中の確認ですが、19ページの住まい、安心をして暮らせる地域づくりの②高齢者生活福祉センター実施施設とありますが、事業内容のところ（飯南・飯高地区）となっていますが、今現在、おそらく飯高地区に1か所になっていると思います。その点については、飯南・飯高を含めて1か所という形なのか、そこの表記の確認をお願ひしたいと思います。

会長：はい、事務局いかがですか。

事務局：はい。申し訳ございません。委員のおっしゃる通り、現在は1施設で飯高地区のみの1地区でございます。間違いでございます。訂正の方、よろしくお願ひいたします。

会長：はい。では、訂正ということでよろしいですね。飯南・飯高地区を飯高地区のみということで訂正をお願ひします。

事務局：すみません、せっかくご質問いただきましたが、おそらく「資料2 施策・事業の展開」に関してのご質問だと思います。次で、「資料2 施策・事業の展開」はさせていただきますと思います。ちょっとご承知おきの方だけ、よろしくお願ひいたします。

会長：また、「資料2 施策・事業の展開」は、これから説明していただけるということです。わかりました。

事務局：申し訳ございません。

会長：はい、ただ「資料2 施策・事業の展開」の方ですが、これもよろしいですね。はい、戻ります。「資料1 施策体系」についての、ご質問ということで、委員。

委員：はい。ご提案なのですが、この中に福祉という言葉が出てきていないため、どこに加えるとよいかということですが、例えば、5の医療のところに、在宅医療と介護の連携とあります。ここに福祉という言葉を加えていただいているかがでしょうか。以上です。

会長：ご意見ありがとうございます。医療と介護の連携のところを、医療と介護と福祉の連携ということですが、これは、事務局、あえて福祉という言葉その中に使っていないことは、何かありますか。

事務局：すいません。あえて抜けているというよりは、ご指摘をいただき、なるほど、思った次第です。ご提案の福祉を入れさせていただいた方が、確かなよろしいかと思えます。ありがとうございます。

会長：課長がそのように言われたため、部長の意見も聞いてみたいです。

事務局：はい。まだ少々お待ちください。ありがとうございます。先ほど、藤牧が申し上げましたとおり、あえて抜けているということではなかったのですが、前回の踏襲する中で、このような形になっています。ご指摘いただいた福祉というところは、本当に今、松阪市の方で、これからもこれまでも、きちんと取り組んでいるのです。今後、この介護という面で、医療、介護、福祉の連携ということは、きちんとこちらからPRしていきたいと思っているため、記載の方を少し考えたいと思います。以上です。

会長：はい、ありがとうございます。丸ごと相談してきましたし、力を入れてらっしゃるため、入れていただいた方が、私もよいという気はします。はい、すみません、委員、よろしくお願いします。

委員：今までのところで、変更の説明はなかったのですが、4権利の擁護、権利擁護の推進、その横の2の高齢者の虐待防止、これですが、虐待防止と言ったところで、なくならないと思います。虐待予防として前段階で抑えていかないと、そのようなものはもしかすると動物からの本能を引き継いでおりますので、若い間は和気あいあいと済んでいます。年を取ってくるとしだいに行動範囲が狭まってストレスが溜まり、そのストレスを発散するために、夫婦間で夫から妻へ、妻から夫へ、今までなかったことですが、年を取ってくるとこのようなことが自然発生的に出てきます。そのため、潜在的に、私たちも思っていますが、半数ぐらいの夫婦にあるのではないかと思います。それを事前になくせるよう、お互いが日頃から徐々に徐々

に、人生のパートナーとしての役割を担ってきたものとして、その努力の中で、虐待の芽が出てくることを常に摘んでいく努力は必要だと思います。虐待は、絶対になくなれないと思います。だんだん人間、抑止力がなくなってきました。自分で少し悪いと思いながら、とどめようとする力がなくなってきました。当然、相手に対して虐待が自然発生的に出てきます。それを止めようとしても無理です、はっきり言います。だから、ある程度の年代だったら、夫婦お互いに同輩者としてお互いにお互いを擁護し合おう、そのような感情を醸成していかないと、虐待は抑えようがなく、無理です、はっきり言って。虐待によってセロトニンが脳から、出されます。その快感に一時的にストレスなどあった時、止められます。動物でもそうですが、虐待というものは狭い範囲の中では活動範囲が狭まれば狭まるほど、その機会が増えてきます。だから夫婦の間でもお互いに努力して積み重ねて、そのような感情の出ないようにお互いを認め合う、お互いを尊重し合う、そのような心を養っていかなければ、これは止めることができないと思います。したがって、それは虐待防止ではなく、虐待の予防に表現を変えていただく方がよいのではないかと思います。すみません。

会長：いえ、ありがとうございます。とても言っていることの内容は、わかります。高齢者の方の虐待のみならず、今いろいろなそのことも含めて、虐待という問題について、おっしゃるようなことは、とてもわかるのですが、言葉としてとして、この虐待防止というより、今、委員がおっしゃったような、予防など、もう少し幅広い、あるいは長い目で見た教育、そのようなことも含めたという意味でおっしゃったのかと思います。委員いかがでしょうか。このあたりは、どのような表現がよろしいでしょうか。

委員：法律に従った用語で記載されるのは当然よいと思うのですが、おっしゃったように、すべてが聞き取れなかったため申し訳ないのですが、人権保障という観点からもまだまだ、今、会長がおっしゃったように、高齢者のみならず、全体的に底上げを図る必要がある分野がたくさんあるため、法律に従った用語を使いながら、全体的に底上げを意識できるような文言が記載できるとよりよいのではないかというようには思っております。お答えになったかどうかわかりませんが。

会長：いや、ありがとうございます。はい、委員、いかがでしょう。虐待の、今の、特に文言のことがでましたが。

委員：そうですね、先ほど委員もおっしゃった通り、高齢者虐待防止法という法律に基づいての施策ということになるため、とりあえずは、防止という言葉ですが、ただ、

これに関しては、実際にどのようにアクションを起こしていくかということは、先ほど、委員もおっしゃったように、どのように介護者の方のご負担を軽減していくのかなど、このようなことは、誰しも起こることだと、だからこそ、みんなでこれは確認し合っていかなければいけない、みんなで負担を軽減していかなければいけないということを、普及啓発していくということも非常に重要だと思います。実際上のその施策やアクションのところで、きちんとそのあたりを入れていただくとうかとは思っています。以上です。

会長：はい、ありがとうございます。言っている意味は、すべて同じことをおっしゃっていると私は解釈しております。事務局、何か防止という言葉については、先ほど少々説明もありましたが、そのようなことで理解してよろしいですか。

事務局：はい。ご指摘の通り、本当におっしゃるように、ストレスが溜まってくると虐待にも繋がってきます。そのためには、やはり密室の中で行われることが多いため、第三者の目が入ることが必要ということは、こちら意識をしております。施策の方としては虐待防止という言葉を使わせていただいておりますが、のちに出てまいります実施事業の事業内容の方でそのあたりも盛り込んでいきたいと思っております。よろしく願います。

会長：はい、よくわかりました。委員、よろしいですか。はい、ありがとうございます。他にいかがですか。それでは、この議案についてはよろしいでしょうか。次に進ませていただき、またこれについては、もう少し細かいことが出てまいります。よろしく願いたいと思います。それでは、続きまして、「(2) 前期計画の現状と松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に盛り込みたいポイントについて」ということで、事務局、よろしく願います。

(3) 前期計画の現状と松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に盛り込みたいポイントについて

事務局：はい。高齢者支援課の世古といいます。よろしく願います。第8期介護保険事業計画の現状と、次期第9期介護保険事業計画に盛り込みたい施策のポイントを説明させていただきたいと思っております。少々長丁場になりますが、みなさま、お付き合いいただきたいと思います。よろしく願います。座って失礼させていただきます。では、「資料2 施策、事業の展開」をご覧ください。よろしいでしょうか。こちらの、「1 予防 健康づくりと介護予防の推進」になります。次の2ページをご覧ください。(2) 介護予防、フレイル予防の推進です。先ほどもすみません、委員の方からご説明があったように、フレイルとは虚弱な状態のこと

ですと、私も簡単に説明をさせていただきます。健康寿命の延伸を目指し、高齢者自身がフレイル予防や介護予防に向けた取り組みができるよう、介護予防教室を実施するとともに、地域の身近な場所で介護予防について自発的な活動が広く実施されるよう支援をします。その中で、①の具体実施事業の方をご覧ください。①です。介護予防教室の実施です。令和4年度の実績は、実施回数662回、参加人数7514人です。コロナ禍で介護予防活動が縮小されたこともあり、高齢者のフレイル予防活動をコロナ禍前に戻しつつ活性化する必要があります。そのため、介護予防教室を、地域包括支援センターとともに、より効果的で高齢者自らが介護予防活動を取れるよう事業を展開したいと思っています。③高齢者の保険事業と介護予防等の一体的実施事業です。この事業は、国から令和6年度までに、すべての市町村で取り組むよう、努力義務となっている事業です。松阪市は、本事業に令和4年度から取り組んでいます。医学療法士、管理栄養士、歯科衛生士の3医療専門職種と連携し、健康寿命の延伸とフレイル予防を目的に、個人と集いの場等の集団を対象に、社会参加とともにフレイル予防に取り組みます。令和4年度の実績は、検診結果や問診票から抽出した運動、栄養、口腔にリスクのある方への個人指導が11人、健康状態不明者への訪問が8人、集いの場など集団への指導が延べ39回、延べ参加人数が412人となっています。

3ページをご覧ください。(3)社会参加と生きがいがづくりの推進です。高齢者が元気で活動的な生活を送り、生きがいを持ち、充実した高齢期を過ごすことができるよう、地域で活動しているボランティア等と連携して活動の場を拡充します。③介護予防いきいきサポーターおよび住民主体型通所型サービスBの活動支援です。介護予防に関する知識の普及と、自らが主体となり地域での介護予防活動を支える介護予防いきいきサポーターや、さらに運動に特化した研修を受けていただいた元気アップリーダーの定期的な要請と、その方々が中心となり取り組んでいただいている住民主体型通所型サービスBの活動を展開していきます。現在、6団体が活動しています。この住民主体型通所型サービスBは、通所サービスを住民主体で実施しているものです。介護予防を目的に開催しており、週1回以上の開催で、1回に2時間以上、運動を30分以上する、要支援事業対象者の方が参加者にいるなど、いろいろ決まりがあります。この策定委員の中にいらっしゃる委員様も、元気アップリーダーとして活動中の6団体の中の、いきいきシニアという団体で、リーダーとして活動中でいらっしゃいます。

5ページをご覧ください。「2 生活支援 高齢者が地域で暮らす体制づくり」

(1)重層的、包括的な支え合いの地域づくりの推進です。1人暮らし高齢者が増加する中で、安心して住み慣れた地域で生活するために、各関係団体との連携による重層的な支援体制の整備を図り、包括的な支援へとつなげます。①多様な主体による生活支援です。先ほども申し上げましたが、1人暮らし高齢者や高齢者のみの

世帯が増える中で、住み慣れた地域で生活できるよう、少々生活のお手伝いをしていただく住民主体型の訪問サービス等の充実を図ります。この活動には、地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターの存在が欠かせません。③の生活支援コーディネーターの活動の充実にも挙げさせていただいております。生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域で生活支援などの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすものです。地域の様々な団体との関係づくりに努めつつ、地域づくりを進めています。地域を把握している生活支援コーディネーターと協力し、高齢者の生活を支える担い手を養成するため、担い手養成研修を開催し、生活の少しの困りごとへの生活支援が広がるよう取り組みたいと思います。担い手養成研修は昨年度、初級1回、中級1回を開催し、各11人ずつ受講していただきました。また、生活支援コーディネーターは、地域の活動団体を紹介する機関紙「すみよしさん」を年3回発行しており、生活支援コーディネーターの名刺代わりとして地域でPRをしています。

6ページをご覧ください。⑥福祉まるごと相談室との連携です。令和4年7月に市内3か所、鎌田中学校区、嬉野中学校区、飯高中学校区に福祉まるごと相談室が設置されました。地域の健康や福祉に関する身近な相談先である福祉まるごと相談室と連携を取り、課題の整理に努めます。また、近年、相談内容が複雑化、複合化していることが多く、関係部局や関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。

少し飛びまして、10ページをご覧ください。「3 認知症 認知症施策の充実

(1) 認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくりです。高齢化が進む中で大きな課題が認知症です。2025年には高齢者の5人に1人が認知症とされています。出現率は年齢が上がるとともに高くなります。認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、知識の普及啓発と推進を図り、認知症高齢者の尊厳が守られ、本人及び家族支援を充実させ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。また、認知症サポーター養成講座を開催し、生活支援コーディネーターが中心となり、認知症サポーターやチームオレンジが活躍できる場の充実を図ります。②チームオレンジの取り組みです。本事業は、令和5年度からの取り組む事業のため、まだ実績はございません。チームオレンジは、認知症本人やそのご家族を含めた地域全体での支え合い活動で、その支え合い体制を構築し、地域の中で認知症ご本人や家族の生活ニーズを早期に把握し、支援につなげたいと考えております。③認知症カフェ、サロンなど地域の取り組みの充実です。コロナ禍で認知症カフェの活動が縮小されておりました。認知症の方が思いを共有したり、認知症の方を介護する家族が情報交換をしたり、気分転換できる場として、また、認知症だけでなく、地域の1人暮らしの高齢者が地域で孤立しないためにも、地域の受け皿となるよう取り組みを進め

たいと思います。令和4年度は、対面での認知症カフェの開催が困難であった現状を打破しようと、ウェブでの開催、画面でつながる認知症カフェを1回開催し、11人の方の参加がありました。

次、11ページです。⑤企業との連携です。松阪市では、平成26年以降、高齢者に優しいまちづくり協定等を企業や組合等を中心に結び、認知症への理解と地域支援の広がりを目指しています。令和4年度の協定を結んだ企業は0件でしたが、令和5年度はすでに2つの企業と協定を結んでいます。締結いただいた企業等では、社員が認知症サポーター養成講座を受講し、正しい認識を持って地域貢献を行っていただくとともに、「おかえり SOS ネットワークまつさか」の見守りメールへの登録を行っていただくことで、早期の行方不明者の発見など地域貢献を行っています。今後もこのような地域貢献に取り組む企業様との連携を積極的に行っていきます。⑥先ほども出ました「おかえり SOS ネットワークまつさか」の充実です。認知症の方が増える中で、行方不明になっても無事に家に帰ってきてほしいという思いを込めて、認知症の方の尊厳を傷つけないよう、事前登録者についても定期的に見直しながら、効果的に認知症の方を地域で見守るためのメール配信システムの運用を行っており、今後も必要のある方に登録していただけるように、関係機関や警察署との連携を図り、周知を工夫するとともに、ネットワークの関係機関等とよりよい運営を検討するため、「おかえり SOS ネットワークまつさか」運営会議を必要時に開催し、多気郡、三条とともに広域運用を行っていきます。

次、12ページをご覧ください。(2) 認知症の早期診断、早期対応に向けた体制づくりです。認知症予防教室の開催や認知症初期集中支援チームによる早期対応など、認知症に対する総合的な支援に努めます。13ページの⑥認知症初期集中支援チームの充実です。認知症等の心配がある方やその家族への早期支援を図るため、認知症の専門医やサポート医、保健師、精神保健福祉士を配置した認知症初期集中支援チームの活動を充実します。チーム員が早期に対象のご家庭に訪問等を行い、支援、介入することで、医療や介護サービスの円滑な導入を図っていきます。令和4年度は、認知症初期集中支援チームが相談を受けた初日から14日以内の訪問実施率が85.3パーセントとなっています。

14ページをご覧ください。「4 権利擁護 権利擁護の推進」(1) 成年後見制度の利用促進です。団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、認知症患者も急増することが見込まれています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、認知症になってもその権利や財産が保護されなくてはなりません。認知症高齢者の増加に伴って、成年後見制度をはじめとする権利擁護のための制度のニーズも高まっていくことが見込まれています。②成年後見制度利用支援事業です。認知症高齢者の増加と知的障がい者、精神障がい者を支える、親の高齢化による親亡き後の問題の増加も予想されることから、成年後見人の必要性が高ま

っています。低所得の方が資力を失うという理由で、成年後見の申し立てができないということがないように、申し立てに要する経費や成年後見人報酬の助成を行います。市民が気軽に相談できる窓口として、啓発、相談、利用支援のサービスを提供する成年後見センターに中核機能が備わったことで、各関係機関の連携強化を図るための協議会を設置し、地域包括支援センター等関係機関と今まで以上に連携し、制度の利用を促進していきます。

15 ページの⑥松阪市版エンディングノート「もめんノート」の活用促進です。令和2年9月に作成し、市民へ配布を開始いたしました。令和4年度は1485冊配布し、延べ1万1446冊配布しています。配布数も大切だと思いますが、自分の意思を書き記すこと、自分の将来の医療や介護の備えができ、思いが伝わること、家族と大切な人との話し合いができることを目指すものです。今後は、地域包括支援センターが開催している「もめんノート」の書き方講座を啓発し、受講していただくことで、書き記す、伝える、話し合うことの重要性を理解していただけるように取り組みたいと思っております。

17 ページをご覧ください。「5 医療 在宅医療と介護の連携」(1) 医療と介護の連携推進です。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療と介護の関係者との連携、共同を推進します。②在宅医療介護連携の課題抽出と対応策の協議、地域包括ケアシステムの進化と推進に向けて、各専門職が顔の見える関係を築き続けていくことが必要で、他職種が現状や課題について共通認識を持ち、互いの専門性を生かした連携を促進できるよう取り組みます。また、様々なネットワークを通じて抽出された課題について、松阪市地域包括ケア推進会議を開催し、松阪地域の課題の共有と解決への方向性を協議します。令和4年度は、地域包括ケア推進会議を年3回開催し、医療、介護、学識経験者、地域の住民代表など、様々な分野からの委員様と松阪地域の地域包括ケアシステムが構築できるよう協議を重ねています。以上が、高齢者支援課としての第8期介護保険事業計画の実績と第9期介護保険事業計画の実施のポイントになります。より充実した施策を皆様とともに作りたいと思っております。皆様のご意見をいただきたいと思っております。よろしくご協議のほどお願いいたします。

事務局 22 ページ、基本的施策「7 介護を受けながら安心してできる暮らし」についての部分から説明をさせていただきます。まず「(1) 適切な介護サービスの提供」ですがこちらにつきましては、次回以降に検討を始めていただきます。介護保険料を算定するために必要な介護サービスの内容や計画期間中、次年度から3年間、計画期間中の量の見込みを中心に記載が続いております。記載の内容ということで、一つ例をとりますと最初の、①居宅サービスの給付の訪問介護なのですが、

まず事業の説明がありまして下から3段目、介護支援専門員アンケート調査の結果の中でも、「量的な不足を感じるサービスの一つであるもあり、サービス提供の確保に努めます」というようなニーズに応じた対応が、そのサービスごとに記載をさせていただいておりますので以後続きます。

次の23ページをお願いします。上から3つ目の「(9) 短期入所生活介護」、いわゆるショートステイのことなのですが、こちらにつきましても、介護支援専門員、ケアマネの、アンケート調査の結果からも量的不足ということを以前ご説明させていただきました、アンケート結果でそのようなことも出ており、「サービスの提供量の確保に努めます」ということを記載させていただいておりますが次年度からの3カ年の期間中に、2つの事業所において、ショートステイの新設・増設の予定があるということを知っておりますので、のちのちのサービスの提供料の中にはそのことを盛り込んでいきたいと考えております。

25ページをお願いいたします。介護保険法では、市の介護保険計画において、今からご説明させていただきます3つの施設について、必要定員総数を定めるということが規定されており、市はこの必要定員総数を超える場合、指定をしないことができることに法律でなっております、この計画にないものにつきましては、新設はこの3年間、事実上できないという仕組みになっております。それでは、まず2段目の「オ 認知症対応型共同生活介護」、いわゆるグループホームですが、下から3段目のところから、現在市内14カ所、定員でいうと216人、整備されておりました今後、入所を希望する方の状況を踏まえ、適正なサービス量の把握に努めるという記載をさせていただいております。次、「カ 地域密着型特定施設入居者生活介護」、介護付き有料老人ホームのことですが、こちらにつきましても下から3段目から現在市内でこのサービスを実施しているところはないのですが、同じく経営指定の同様の施設の整備ということもされておりますので、その辺りのことを見ながら、この3年間は適切なサービスを量の把握に努めるという記載をさせていただいております。もう一つ下、「キ 地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護」、これはいわゆる地域密着型の特別養護老人ホームのことですが、こちらにつきましても、下から3行目のところから、現在は6施設173床がサービスの提供を行っております、引き続き待機者の情報を収集し、適切なサービスの利用に努めます、と定めさせていただいております、すなわちオからキの3室全てにおいて、次期3年間においては、施設の新設の予定はないということの記載をさせていただいております。それでこのページの一番上のところへ戻っていただきたいのですが、一番上のところに「エ 小規模多機能型居宅介護」、それと下から2段目の「ク 看護小規模多機能居宅生活介護」この2施設ですが、まず「小規模多機能型居宅介護」、これは訪問サービスと宿泊サービスを組み合わせて一体的に提供されている介護サービスですが、こちらにつきましても、施設の定員数を計画で定めるという

ものではないのですが、今後検討していただきます介護サービスの必要な金額に大きく関わってくる施設でございますのでご説明をさせていただきますと現在2カ所、市内で小規模多機能居宅介護は運用されておるのですが、1カ所新設の予定を伺っておりますため、今後必要なサービスの量ということで、盛り込みを予定させていただきます。〔ク 看護小規模多機能居宅生活介護〕につきましては、先ほどの小規模多機能に合わせて訪問看護の機能が加わっている複合的サービスですが、こちらにつきましても、1カ所、次期計画期間中の3年間に新設の予定をあるということをお伺いしておりますので、こちらにつきましても、サービスの必要量ということで盛り込みをさせていただきたいと思っております。

26ページお願いいたします。26ページは施設サービスの関係です。いわゆる介護施設、3つということで、特養、老人保健施設、介護医療院が使用させていただいております、こちらにつきましては、市が必要定員総数というのを書くことではないのですが、県が、自分ところの計画において必要定員総数というのを決めなければなりません。決めなければならない数というのは市町の必要総数の積み上げということになっているために、松阪市としてもどれぐらい必要かということを表さなければならないということで数を記載しているものでございます。一番上、

〔ア) 介護老人福祉施設〕特養でございますけれども、現在15施設750床がサービスの提供を行っており、引き続き情報を収集し適正なサービスの量の把握に努めますということで、増設ということについては書いておりません。次の〔イ 介護老人保健施設〕につきましても、現在5施設634床がサービスの提供を行っていることでこちらにつきましても適正なサービスの量の把握に3年間は努めるという記載をしております。〔ウ 介護医療〕につきましては、介護医療施設が下から3段目のところなのですが、国の方針に基づき、2024年、この年度末で廃止をされます関係で、既存の1施設、こちらは介護医療院へ転換をする予定をしているので、この冊子が印刷される頃には、転換が終わっているという見込みでもう介護医療院へ転院をしましたという記載をさせていただいております。

24ページに戻って、24ページの〔ス 特定入居者生活介護〕、こちらも介護付き有料老人ホームということで市が指定する介護付き有料老人ホームというのは現在ないわけですが、県が指定しなければならない有料老人ホームにつきましては、同じく県が松阪市の施設整備数というのを求めているためにこちらに記載をしています。中段に現在8施設308床がサービスの提供を行っております、ということで今後の適正な施設整備の量の把握に努めますという記載をさせていただいています。以上ですが、次期計画期間中に、主だった施設の増設施設はないという見込みになっております。

27ページをお願いいたします。27ページにつきましてはですね、介護給付の適正化ということで記載をさせていただいております。先ほど冒頭で事務局からご説明

をさせていただいた適正化の関係でございますので、こちらについては割愛をさせていただきます。

30 ページの方をお願いいたします。30 ページ「(4) 介護人材の育成確保と介護現場の効率化」ということで、「②介護現場の効率化」といたしまして、介護現場従業者の方の負担を軽減するために、書類の DX 化をさらに進めるということと合わせまして、「介護ロボット等の専門的な技術の導入促進に向けて適切な情報提供を受けております」という記載を新たに設けさせていただいております。以上、長くなりましたが協議事項(2)の説明とさせていただきます。

会長 事務局から説明をしていただきました。細かい部分も多いと思いますので、資料は前もって皆さんのところへ出て、ご覧になっていただいていると思いますので、また時間があるのですけれど時間の関係もあり皆さまから、端的に何かご質問とかいただきたいと思いますので、気が付かれたところがありましたらお願いしたいと思います。副会長から順番に行きたいと思います。

委員 高齢者の安心安全という部分ですが、資料の方の 20 ページ、「安全安心対策」ということで、何が安全で何が安心なのかというところで、入れておいた方がいいと思います。資料 1 のところ。次に 20 ページの「②災害感染対策」のところ「避難行動要支援者の名簿」をつくる、平成 25 年の災害対策支援法の改正で市町村においてはこれを義務付けられたというふうに確か記憶しているのですが、令和 3 年ですね、同じく災害対策基本法の改正で個別避難計画を立てましょうと、これは市町村にとっては努力義務です。避難行動支援計画で例えばこの人は 1 人では避難ができないので、誰がどのような形でどういう支援をしていくのがいいのか、というところの名簿をつくっていくということです。これはただ本人が拒否すれば入れないということになっていると思いますが、それに対して例えば介護が必要な方々に対してどのような形で避難をして、そして避難中にどのようなことに気を付けるのかというところなんかを文書でつくっておくというのが、先程言いました個別避難計画と言われるものなのですが、今のところは松阪市の方ではこの計画においてもそうですし、またそれと同じことは出ていないのかと、県の会議等に出ていますと所々で例えば桑名市では、桑名市と居宅介護支援事業者の方で、話し合いの場を持ちまして、ケアマネージャーに一定の対象者の方に絞りましてそういう方に対してのこの個別避難計画をつくってもらおうというような動きが出てきている。また、伊勢市もそういうことを考えているということで、あのケアマネージャーの県の協会の方でお話をいただきました。先程、言いましたようにどういう形で移動すればいいのか、またその方の賃貸情報や、どういう薬を飲んでいるのか、治療を受けているかなど、そういうところも含めて、その避難所での、先程言いました対応

の仕方とか注意点など、そういうものを文書化していくというようなことですが、桑名市の方は要介護4・要介護5の方で、ご自分で要介護4・要介護5の方はご自分で避難をするのはまず無理だと思いますので、そういう方々であって、そしてご家族さん等で避難支援ができないような方で、要介護4・要介護5で独り暮らしというのは、かなり少ないとは思いますが、そういう方々をある程度ターゲットを絞っていきつつはつくっていくというような方向だそうです。ある程度調整役がほとんどというのが県庁になってくる、災害対策部ですけども、松阪市として今のところまだ考えなくていいのかどうか、今のところは、業務継続計画のBCPで、これを今年度中に各介護事業所、介護施設はつくりなさい、というように義務付けられておりますので今年度中につくって来年度から、今年度は努力義務で来年度4月から義務化ということで必ずつくってないと駄目ですよとなっているのですけれども、事業所レベルではそのような形でつくって個々の利用、在宅で利用されている方をどう支援していくか、という具体的な手立てというのは今のところまだないというのが現状だと思います。少しご検討いただければと思っております。

会長 ありがとうございます。続いて委員、事務局の方は回答結構ですから、まとめて理解していただくみたいな感じでよく聞いておいてください。

委員 3ページをご覧いただきたいと思います。3ページの実施事業の①のところに「高齢者学級他、各公民館趣味クラブ」と書いてもらっております。この公民館という名前が今年度から私どもとかが公民館という名前がなくなりまして指定管理者となってコミュニティセンターになったのですが、来年度は2カ所それから3年以内にいくつか最後に5つしか公民館を残すことなくコミュニティセンターになっていくのではないかと思いますので、ここには各公民館趣味サークルと書いてありますけれども、コミュニティセンターが趣味サークルをこれから担っていくのかと思うのでその部分を少し考えていただければありがたいと思います。それと5ページのところの実施事業の4番のところに書いてもらっております。ありがとうございます。これ人数に合わせてスペースに合わせていただいております。ただこの10月から民生委員さんの対象年齢変わるかと思うのです今まで65歳以上を対象にしていたのがたしか70歳以上になりますよね。私達もその年齢をもとにこの住民協の活動交付金をいただいているのですけれども、そういうような大きな転換があるときは、市の方からも住民協も事務局研修でも何でもいいですので、そういうような対象が変わるのだと、もし民生委員と私たちがこの安心のまちってということで、一緒に歩かせてもらっていますので、大きく何か変わるときはおっしゃっていただければありがたいです。10月1日からと聞いておりますのでその点のお願いをしたいと思っております。それから11ページのところで先程言っていた企業との連携があった

と思うのです。この前会議に行かせていただいたときに、ケーブルテレビがオレンジのリングをつけてみえて、そのときに前に6つの企業が結構大きな企業です。銀行とかと多分そのリングのことをご存知なくて、「一企業でこんなことやっとするのだよ」って言ったら「そりゃいいな」って話をおっしゃったので、どういうようにこの普及活動をされているのかというのも、また聞かせていただき、あと最後に先程、副会長がおっしゃいました私ども住民協議会が何年か前から独り暮らしの方か、防災対策課から渡してもいいよ、という方の名簿をいただいているのですが、その名簿を持ってその避難の訓練うちの前センター長がいますから、あれ何年前でしたかね、何かいただいているのです。それをもって、どのような避難警備をしたらいいかとまた次回もおろすのですけども。そういうのはご存知ですか。防災対策から住民協議会がいただいている、そのような活動をしているということ、またどのようにご理解してもらっているか、教えていただけるとありがたいです。

会長 続いては老人クラブ連合会の委員、お願いいたします。

委員 いろいろ計画があります。私たち支援者というものまずおりません。私も独り暮らしですが、家の間がすごく開いている。何とかなつた時はどうするかってそれもなかなかこの書いてあるような通りにはいかないと思います。電話もかけられる人があるかもわかりませんが、もし病気になったとき連絡を入れないと思います。民生委員の方が回ってきているときはそんなときは何ともないのです。夜中に大体病気が起こり、私も心臓発作がたまにあるのですけど、大体夜中です。自己判断でやっていますけども、それを何とか定期的に回ってもらうというようなことは、なんともないときもこんな状態があるけど、たぶんそんなあんまり知られていない、他の地域では誰も回ってこない、民生委員とか老人会の会長とかやっていますけども、皆さん年寄りです。それで自分も困ったわって、人のところなんやなって言われるのが本音。これ、このまま書いてもらって提案してもらったのがうまいこといけばいいけど、どうしたらよろしいでしょうか。

会長 なかなか切実なおっしゃる通り、現実的にどうかっていうことになっているかと思えます。これをこれから考えていかなければいけない。もう本当に現実的な、ありがとうございます。ご意見として、またそれに対してどうするかを次で。委員。

委員 私は歯科医師ですので、やっぱりフレイルっていうことは先程も出てきたのですけどそれに対してオーラルフレイルいうのが出てきていますけど、ご存知な方やご存知ない方が多いのでまた下にでも書いていただくか、何かわかりやすく書いていただけるとありがたいなと考えました。実施事業を沢山していただいている、口腔機

能の向上だけで団体である教室を開いていただくと希望者が少なく継続的に参加していただいている方は見えるってことなのでけれども、なかなか新しい方で問題のある方に来ていただくことが少ないとお聞きしていますので、いろんな教室とかいろんな会の方でアナウンスしていただいて、少しお時間だけいただくと、そちらの方も興味があったりとか問題があるときに質問答えたりということもできるかと思えますので、そういう機会を与えていただけるような方向でいただくと、こちらとしても何か動けることが、お手伝いさせていただけることがあるのかと思えますのでよろしくお願いします。

会長 大切なことだと思います。それでは三浦委員。

委員 私はあまり詳しくないので申し訳ないのですが20ページ、災害のことなんですけれども実際、防災食案件の活動をさせてもらっている中で、以前の介護施設の方からいろいろお話することがあったときに、この福祉避難所のことについて松阪市の方から、今、福祉避難所がこれだけのところで確保、いろんなところに手を挙げていただいたかどうかわかりませんが、何か所かどれだけのところを確保、施設をしておりますという話を聞かしていただいたのですけれども、実際にその提携を結んだところにお伺いすると、お願いしますって言われたのでしたけれども何もわかりません。何していいかわかりません。どこまで説明がありましたかと聞くと、こういう施設に対してある程度の備蓄を用意していますとか、そういったことだけで具体的に自分の方のその施設さんは、具体的にその災害のときに機能する場所にあるのかとか、自分たちの施設に通う介護施設利用者さんがいるので、果たして何人迎えられるのだとか、何も見通しが立ってないし、提携しただけでそのまま果たして機能するかっていうのはもう無理ですっていう答えが返ってくるのです。今のままで、「確保しました」で終わってしまっている状態が見てみたら私たちは文言を出しましたとか発表しましたってところで終わっているっていう現実をすごく感じましたので、そこら辺のことをもう少しやはり、確保するためには、実際に機能しないと思うので、そこら辺も少し、折角そうやって拠点を結んでいただいた施設ですので、そこら辺のことも、もう少し手厚くっていうかこの機能1人でも多くの方がこの福祉避難所を利用できるような体制をつくっていただきたいなと思っています。もうひとつ平時から災害時に備えたっていうところで、自主的な防災活動支援を促進、支援促進しますっていうのですが、7～8年、実はずっと入っている地域とかがあります。定期的にずっと活動させてもらっているところなんですけど、そういったところから、そういう何か文言というのは全く出てこない。こういう高齢者さんに対する一緒に防災訓練をすとか、何かそういう施設で。協力し合っているっていうそういう言葉すら出てきてない状態です。なかなかこの

要支援者の名簿のことも表には出てこない状態です。本当に機能できるかどうかという不安が周り、地域に入っていて思いましたので、そこら辺も少し役員、地域の役員だけではなくて、もう少し議論をできるような働きかけを市の方からしていただいて、それがしっかりと防災部会とかに上がってくるような取り組みをしていただけるとありがたいと思っております。

委員 私いろいろと多く発言させていただいて申し訳ないのですが、今日のお話の中で、取り上げられてこなかったことなのですが、詐欺なことなのですが、8ページの「長寿者祝事業」その3なのですが、80歳以上の高齢者の長寿祝いはこうなっていますが、私は今年もらったのです、初めて。初めて実施されたことだと思うのですが、そのとき私は頭にカチンときたのです。私たち、お年寄りには年々体力も落ちてきますし、行動範囲も狭められていますし、これだと言われても何も嬉しくないのです。それで普通ならばと捨てるのをわざわざ破って捨てました。これは私、シルバーハラスメントだと思います。ハラスメントというのは受け取る方のことなのです。与える側の判断じゃないのです。だから、もう少し長寿者の気持ちも汲んでほしい。長寿以外の事業なんてしてほしくない、僕は敬老会に一度も出席したことがない。僕らの方が若い人よりも一番楽なのです。交際も何もしなくていい、時間も十分余っている。若い人に苦勞をかけたくない。そんな金があるのなら子育て支援に回してほしい。子育て支援窓口、日本の負債は、借金は、1,280兆円あり、1人頭1,000万です。それを平均で考えたらいけません。僕らはもう全然支払いしなくていいのです、現実問題。若い人は、みんなしわ寄せがくるのです。子どもたちは、試算したことないのですけどだって、いつだって3,000万円ぐらいの借金をやっていると思うのです。これは益々、子どもたちが減ってくると、借金なんか4,000万にも5,000万にもなっているのです。こういうことを考えてあげたいのです。年寄りに優しくしていただくのはありがたいのです、これは。しかし、心痛みます。私たちが、つくってきた借金なのです。1,280兆円の借金を、我々が。そして、我々の後の世代が、年寄りがつくってきた借金なのです、なんて言ったら、僕は、本当に申し訳ないと思っています、若い人たちに負担がいつている、後ろへ。若い人の子育て支援、これは、僕は賛成です。ですから、年寄りに対する給付よりも子育て支援に回してほしい。率直な気持ちです

会長 ありがとうございます。委員、80歳になられたのですか。お若いんで、ありがとうございます。

委員 今、お話したように今はラジオ体操などで、介護予防の面で関わらせていただいているのですが、それと5ページの担い手養成講座に11名と書いてありますがこの

中に私も入っています。それで今、春日町にある健康福祉生協さんと月1回、話し合いをもちまして、まだ始まったばかりなのですが、お1人の方が、この活動をして資源ゴミを月1回出すことを始めました。それから一度、草引きで生協の利用した方のお話も聞いたのですが、まだ使い勝手が1日1時間っていう制限と、お1人という制限があって、月1回の話し合いの中で、それをまた徐々に使いやすいうようにして下さるといってお話でした。その点、期待して徐々にこの活動が伸びていくといいと思っています。

委員 サポーター、通所型サービス等の活動支援の団体で毎週月曜日に、いきいきシニアクラブというのを行っております。私が地域サポーターとして活動させていただいているので、それは包括でいろいろ講習を受けて初級・中級それから上級等、受けさせていただいて活動させていただいているのですが、すごく自分としては前向きになれて、すごくみんながこんなあれを受けて活動できたら、いろんな元気なお年寄りっていうのをつくれるのだなとすごく期待しまして、でも皆さんいざリーダーとなるとなかなか壁が、ハードルが高くてみんなで一緒にやるのはいいけど、みんなの前でやるっていうのはなかなか難しい。「もう年だから、もう若い人に任せるわ」なんて言うと、だんだん担い手がなくなるとは、またって感じでその若い方もなかなか次が見つからないということで少し活動が頭打ちなのかと思っています。コロナもあってそういう勧誘ができなかったっていうのもありますけど、これからまた開いていただいて、でも少し見るとやっぱり年配の方が自分のためにやりたいっていうのがすごくわかって、自分のためにやりたいのだなと思って。だから、もう少しこのハードルを低くして、みんながそれぞれサポーターみたいなことができて、みんなが参加して自分の役割があつてみたい、そういうのがあれば自分もそれを受けたから教えてあげられるしみたい、そこへ行って役割があるっていうような、そういうのがいいのかなというように思います。うちの自主グループ中にも、まず交通手段がなくて頼れなくなる人とか、歩きの場合は雨の日なのです。お天気が暑かったらもうこられません。それで耳が聞こえなくなると周りが言ってもわからないので適当にやるけど面白くなって辞めていく人もいますし、なかなか持続性が難しいからご主人が介護になって来られないとか、自分が病気になり、もうそれはもう仕方がないですが、だから何か自宅近くで歩いて行ける場所でいつも行きたいときにそんなもの妄想ですが、いつも行きたいときに開いていて、誰か仲間がいてみたい、夏場でしたけどクーラーがある部屋じゃないと出られないって言って図書館のクーラー効いているから、あそこでみんな見るよって言っても、あそこまでよう行かんものって感じで。もう家でじっとしている方がないわって言って、そうするとだんだんとフレイルではないですが、虚弱になっていくし栄養も全然って人が隣の人、近所の人見てもちょっと危ない

なっている人たくさんいるので、そういう人を助けられたらなっているのはいつも思います。

委員 先程から言ったところもあるのですが、このアンケートを見ますと、もう20年も経つ包括支援センターを知らない、利用者も3分の1も減で、広報なんかにもいつも折り込みがあって、こんな活動していますよっていうのは実際入っておるわけですけど、これは結局広報読まない。広報を知らないという住民もあります。なぜ知らないかという、いや読んで捨てなあかん、なんでも増えるから知らない、回覧も知らない、回覧まで来てもらったら持っていかなければならないから困るのだという。法律っていうのでしょうか、そういう状態で、フレイルも3本柱の1つにこの地域活動の参加っていうのがありますから、これも全くしないわけですね。する人は決まっています、しない人はこのようなものがあつたのか、何も言わないから、こんなことがあつたのか、ということになってくるわけです。それで最近、近隣住民もだんだんと希薄になって本当に隣が何をしているのかさっぱりわからないという状態。それで民生委員や包括が活動して行って、なかなか例えば私の地区の端から端までと1.5キロぐらいあるのですが情報っていうのはなかなかそれを捉えるっていうことは難しいと思うのです。そこで通学ボランティアのような何か福祉の地区でのボランティア的な人を選任、希望を募って、そして例えば認知症でも、認知症の人が言うのは包括に相談に行くとか、病院とかいうのはかなり進んでからのことであつて、隣にはもう前からずっとわかっていると、だからそんなにもうあのおかしかったのですが、見てあげてくれないか、というのを包括に連絡するようなシステムがないのか。もちろん僕も今までに連絡したことあるのですが、ただあんまり立ちいると、何も無いのに立ちいると、これプライバシーの侵害なんて、これもいかんし、何か目が届いたところで、そういうボランティアを募って、そして事故を見守るっていうのができないかなと僕はこんなことを思っています。もちろん、ボランティアで嫌な思いをされてもいかんし、例えば自治会から、あるいは行政から、ボランティアしてくださいよって言われれば簡単な肩書というとおかしいけども、隣に近所に、何かこないだも神社の寄付に行く状態で、その家お伺いし、どうやっていいかお伺いするってなかなか難しいもので、神社の寄付でお伺いして、久しぶりやなって言うて、大丈夫だよ、なんていうひとつの会話が出来るのですが、何かそのような訪問ができないかと思っています。

委員 いつも地域でご活躍をされている方々とお話をさせていただくと、本当にいろんなヒントが、私は包括支援センターの職員ですので、いろんなヒントをいただきます。今後どうぞよろしく願いいたします。私からは質問と1点お願いがござい

ます。質問については9ページの1番上の「ア 福祉有償運送事業」についてです。こちらは実績が入っておりませんでしたので、実績を教えていただければと思います。この移送サービスについては、買い物や通院にしても、日々の生活に欠かせないものです。全てを福祉サービスで手当していくというのはもちろん難しいと思いますし、委員さんがおっしゃった春日町では常駐の方がこの辺り積極的に動いておられる地域もありますので何かしら何か仕掛けなり、少し踏み込んだ施策が必要ではないかと思っておりますので、まずは実績をお聞きしたいと思います。そしてお願いについては30ページです。30ページのところで、(4)は文言自体を「介護人材の育成と必要から確保」という強い言葉に変えていただきました。確保についての施策ですが、今現在その介護保険の基本的なサービスとして、訪問介護・通所介護・ショートとこの3つのサービスがありますが、特に訪問介護の人材の確保が災害級だと、その人材の不足は災害級であると言われております。文言自体が前回とあまり変わっていないような印象があります。行政だけではもちろんできませんし、今現在連携をしながらこの辺り頑張らせていただいているのは存じ上げていますが、もう少しここについても、今一步踏み込んで、何かしら仕掛けをつくっていかないと、本当に大変な事態が起こればと思っております。制度があっても、サービスなしという状況にもなっていく可能性がありますのでここについても何かしらのご検討をお願いしたいと思います。

委員 私は市外の人間なんですけど、本当にしっかり松阪市さん考えておられて、松阪市民になりたかったなというように思っているところでございます。本当に活発なご議論されている素敵なまちだと思っております。保健所は県の組織で行政機関のひとつでございます。松阪市に何かを申し上げるといことは減相もないことでございますのですが、20ページに保健所の文言が出てまいりまして、当方も災害、難病の患者さんなども保健所はそういった患者さんのリストを抱えているところですが、いかにこういった方々に安全および安心を届けることができるかというのは今、日夜議論をしているところでございます。危機の課題ではあるのですが、なかなか関係機関というのも、このテーマだけでも、とても膨大なので、今高齢者さんのことについてご議論いただいております、そのひとコマなのですが、ここでぐっと何か落とし込むだけでも大変なことだと思っただけで、関係機関の皆さん、医師会の皆さんもそうですが、ここにご出席いただいている方々が地域住民の方々と一緒になって、この災害弱者といえますか、こういった方々に対しまして、この安全安心というものはお届けできるようなものを構築して、偉そうなこと言えませんが、一歩ずつ前に進めていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それから自殺対策というのも少し出てまいります。これも少し保健所か

ら出るように思います。やはりこういったものを、ゼロを目指して何より参りたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

会長 委員ありがとうございます。保健所の一委員としての松阪市の方で松阪市に住んでいなくても、保健所の方であっても、ここの中ではみんな平場でございますので、ぜひご意見いただければと思います。ありがとうございます。

委員 私の方は5ページにあります、先程ありました、「多様な主体による住宅支援の部分の住民主体型の」っていうことで担い手の養成研修の方を市の方で中心にさせていただいて、養成研修を先程された方々が地域の方々のちょっとした困りごとの支援っていう形で入っていただいているっていうことをお聞かせいただいたのですが、以前社協の事業の受託をさせていただいて、実際この教室もさせていただいていたのですが、なかなかこの受講をされても、次に実際に地域の方の支援に入るとなると、「私もしそんな何か責任と取れって言われたら困るからできない、いい活動だと思うけど」っていうところで止まってしまふ、残念なところがあります。そのためやはりそういった方が上手くコーディネイト役というか、していける機関があれば、そういう受け皿と需要はあるけどそこを繋ぐパイプ役のところっていうところがなかなか結びつかないところなのかなというのを感じております。ですので、7ページにあります「① 訪問介護サービス事業」のヘルパーさんが段取りであるとか、日常生活の支援のちょっとしたところでの支援の実際のサービス実績は入れていただいていますけれども、草取りとかにヘルパーさんが本当に人材不足のところ草取りでヘルパーさんが行ってしまうと、本来の身体介護であるとかそういったところに、資格を持ったヘルパーの事業のところ、需要と供給のところで回していきたい、その仕事をプロのところで回していきたいですので、できればこういう草取りであるとか、窓ふきをしてほしいとか、そういったような軽微な支援の部分は利用者さんの個別支援といったトータル的なところにはなりますが、できればそういったところの人材不足を少しでも解消するためにはそういったところに地域の方々の力を借りて出していただければ、そういったところのヘルパーの人材不足というところももう少し厚くなっていくのではないかなというのが、実際にうちも事業をやっていますけど本当にヘルパー募集かけても、もうヘルパーの方がかなり高齢化していますので、そこを無理やり何とかというところをお願いしている現状がありますので、そういったところで、担い手のところとうまく結びついて解決していく策はないのかなっていうのを思っております。それと9ページのところです。前回の策定のところから私が言っていました「公共の移送サービス事業」、高齢者の移送に対して、移動手段がないためにフレイルや趣味活動以前にも、病院に行くことすらなかなか手段がない人ということで転居されるとか、介護保険の認

定を受けても、もう要介護2あたりからもうそろそろ家を離れないと、山間部の独り暮らしはできないと言って、旧市内内のサポートさんや有料の施設の方に入所されるという現状がほとんどになってきております。したがって、こういった移送サービスで自己実現を少しできていけるようになれば、自分たちでお買い物をするとか、移動販売車もそうなのですが自分たちで選ぶとか、買い物をするとか、自分たちでやれることの役割を持ちながら、生活をしていけることが少しでもやっていければ、もう少し住民さんたちが、自分たちが、こうやって生活ができていくという支えにもなるかと思っておりますのでそういったところと、うまく結びつけていきながら、こういったところの充実をと思っておりますのでよろしく願いいたします。

会長 はいありがとうございました。委員から

委員 各委員の皆さまから、いろいろご提案等いただいて本当に感慨深いです。私あんまり残ってないので、ただ1点の気になったのは三浦委員がおっしゃられたそのいわゆる協定っていうところです。あの協定というのもすごく良くて、そこからイメージするものっていうのは何かそういうことをしようということだと思のですが、やはり問題が出てくるのは、何かしら実際に改めてそれをもとにしてどれだけアクションが起こせるかっていうことだと思のです。やっぱりこういったところで、協定他にもいくつかそういった文言出てくるのですけれども、ただ結んだだけではなくて、それをアクションとしてこれから活用していくっていう考え方をぜひ持っていたいただきたいのがまず一つだと思いました。それとあともう一つここにいらっしゃる各委員の皆さまは、実際にご自分もおひとりでアクションを起こしてらっしゃって、実際にそれが地域の方々にとってもプラスになっているっていうのを、今までの会議で何回もお話を聞かせていただいて実感するところなのですけれども、そういった実際にアクションを起こし始めている部分についてはですね、それをこれからもずっと継続していつてもらえるように行政の方の、その自分の、その2つがセットでやった上で、継続して続けていつてもらえる部分だと思いますので各活動もちろん行政の方がやっていただいていると思うのですが、その上でそれを続けていただくために行政として何をお手伝いできるのかとか、そういったのもあわせてこの事業内容の中でも考えていただけると、もちろん考えていつてもらえると思うのですけれどもそういったところもよく念頭に入れていただいて、やっていただけたらと思った次第です。

会長 本当に今、副会長がおっしゃったように、皆さまの素晴らしいご提案やご意見を聞いておりますと、あっという間に時間が過ぎてもう定刻ギリギリになってまいりま

した。まず事務局の方にもお願いがあるのですが、今日のご欠席の委員の皆さん、それから退席されましたけど委員のご意見等も、また後ほど聞いていただいて、そして今たくさん上がりましたご要望やご意見を事務局の方で、私も会長として中に入れていただいて、まとめまして、それを次のこの会で皆さまとご協議したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

3. その他

会長 その他の方ですが、委員の皆さまから何かご意見はありますでしょうか。それでは、事務局の方へ説明をお願いしたいと思います。

4. 次回の委員会開催日程について

事務局 当日資料2を見て頂いてよろしいでしょうか。今後の策定委員会の開催日について事前の郵送資料をお送りしたときにも少し触れさせてはいただいていたのですが、こちらの事務局等のスケジュールの関係上、年内の第7回までの開催日をあらかじめ決めさせていただきました。本来であれば皆さまのご都合をお伺いすべきところではありましたが、申し訳ございません。再度こちらの日程をとめさせていただきます。本日、令和5年9月25日、これが第4回目の策定委員会となりまして、次回色が抜けてあるところが10月25日、第5回の策定委員会になります。その後第6回を11月21日火曜日で年内最後の第7回策定委員会は12月15日の金曜日に開催させていただきます。時間はいずれも午後1時30分から、会場は本日と同じここ、松阪市福社会館の3階大会議室で行います。またご都合が悪い日とかありましたら、今わかっているところがあれば帰りに事務局のところにお知らせいただいてもいいですし、またご都合がわかり次第お電話等でいただければと思いますのでよろしく申し上げます。そして次回、第5回策定委員会では本日も審議いただきました、「松阪市第10次高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画の基本理念、基本的な考え、あと基本的施策および施策体系を踏まえた」皆さんが、たくさん考えていただきました施策事業の展開について、再度お示しをさせていただきます。皆さまからそちらについてのご意見をいただきたいと考えておりますので、ご多忙の中申し訳ありませんが次回もよろしく願いいたします。最後にすいません、1点だけご連絡させていただきます。来月の広報10月号に、「安心のまちづくりのために」ということで「第99回高齢者の暮らしを考える」の特集としまして、今こちらの松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を掲載させていただきますので、また皆さまご覧ください。事務局からは以上になります。

会長 ありがとうございます。今、事務局の方からの説明がありましたように、この第5回・第6回・第7回の10月・11月・12月と1カ月に1回と大変なスケジュールの中で進んでまいります。日程につきましてもそんなことで勝手に決めておりますけれど、議会等もございまして、なかなかその中でこれから事務局に頑張ってもらって仕事をしていただかなければならない大変ですがよろしくお願いします。そして、パブリックコメントっていうのは、もういつも決まっております。パブリックコメントに何とか間に合わせるといふそういう日程スケジュールになっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。皆さまよろしいでしょうか。

5、閉会

会長 それでは、第4回の松阪市高齢者保健福祉計画策定委員会を閉会いたします。ありがとうございます。